

# 地域に愛される 健康サポート薬局を目指して

令和7年7月  
枚方市保健所  
保健医療課

## 1. 薬剤師・薬局の役割とは？

団塊の世代が全て75歳以上となる2025年以降は、国民の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれています。介護が必要になった場合でも、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の特性に応じて、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築の実現が必要とされています。



薬剤師・薬局は「地域包括ケアシステム」において、医療・介護・予防の一翼を担い、医療機関等や他職種と連携して、患者に対して一元的・継続的な薬物療法を提供することが求められます。日頃から患者と継続的に関わることで信頼関係が構築され、いつでも気軽に相談できるかかりつけ薬剤師がいること、そして、かかりつけ薬剤師がその役割を發揮できるように、薬局は、在宅対応、関係機関との連携体制の構築、気軽に相談できるスペースの確保のほか、要指導医薬品等・衛生材料・介護用品等の供給、健康相談対応などが求められます。



## 2. 健康サポート薬局ってどんな薬局？

健康サポート薬局は、「かかりつけ薬剤師・薬局としての基本的な機能」に加え、地域住民による主体的な健康の保持増進を積極的に支援する「健康サポート機能」を備えた薬局です。

これらの機能は、「患者のための薬局ビジョン」（2015年10月厚生労働省公表）の実現にも大きく関わっています。

## 3. 健康サポート薬局の基準とは？（平成28年厚生労働省告示第29号）

健康サポート薬局の基準に適合する場合、事前に届出を行うことで、健康サポート薬局である旨の表示をすることができます。

健康サポート薬局の基準及び届出に必要な添付書類例をお示しします。

手順書への記載内容がご不明な場合は、保健所までご相談ください。

(1) かかりつけ薬局としての基本的機能について	届出に必要な添付書類例
① かかりつけ薬剤師選択のための業務運営体制	手順書記載＋掲示する勤務表等
② 服薬情報の一元的・継続的把握の取組と薬剤服用歴への記載	手順書記載
③ 懇切丁寧な服薬指導及び副作用等の情報把握の実施	手順書記載
④ お薬手帳の活用促進	手順書記載＋患者説明用資料
⑤ かかりつけ薬剤師・薬局の普及促進	手順書記載＋患者説明用資料
⑥ 24時間相談対応	手順書記載＋患者への交付資料(電話対応等を想定。24時間開局対応不要。他薬局との連携可。)
⑦ 在宅対応	直近1年間の在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績が確認できる書類の写し(1件分でもOK)
⑧ 医療機関に対する疑義照会と服薬情報の提供等	手順書記載＋情報提供様式
⑨ かかりつけ医との連携・受診勧奨	手順書記載
⑩ 医師以外の多職種との連携	医療機関その他の連携機関の紹介先リスト

(2) 健康サポート機能について	届出に必要な添付書類例
1) 地域における連携体制の構築 ① かかりつけ医との連携と受診勧奨、連携機関への紹介 ② 地域における連携体制の構築とリストの作成 ③ 連携機関への紹介文書による情報提供 ④ 地域の関連団体等との連携及び協力	手順書記載 上記(1)⑩に同じ 手順書記載+紹介文書様式 参加実績(参加予定)の確認資料
2) 常駐する薬剤師の資質	健康サポート薬局研修修了証の写し(原本確認)、 常駐がわかる資料(勤務表等)
3) 個人情報に配慮した相談窓口の設置	写真等
4) 薬局内外における表示	届出後に掲示予定の資料
5) 要指導医薬品等、衛生材料及び介護用品等の供給や助 言体制	手順書記載+要指導医薬品等の備蓄品目を薬効群 毎に分類したリスト並びに衛生材料及び介護用品 等の備蓄品目リスト
6) 一定時間の開局	勤務表等(平日営業日は連続して開局、土日はい ずれかに4時間以上開局)
7) 健康相談・健康サポートの取組	イベント等の取組実績がわかる資料、取組を発信 していることがわかる資料、行政・関連学会等が 作成するポスターの掲示やパンフレットの配布が 確認できる資料

#### 4. 健康サポート薬局である旨の届出について

健康サポート薬局である旨の表示を行う際は、事前に届出を行う必要があります。  
届出時の主な提出書類は次の①～④のとおりです。

- ① 変更届書(医薬品医療機器等法施行規則 様式第六)  
変更内容欄に「健康サポート薬局である旨の表示の有無」を記載してください
- ② かかりつけ薬局としての基本的機能に関する添付書類
- ③ 健康サポート機能に関する添付書類
- ④ 届出書添付書類確認票

手引きや届出用紙は、枚方市保健所「健康サポート薬局に関するお知らせ」のページ  
<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000001843.html> からダウンロードできます。

- ◎ 健康サポート薬局の届出を行うと、「健康サポート薬局」の表示ができます!
- ◎ 大阪府薬局機能情報で「健康サポート薬局」であることをアピールできます!
- ◎ 市内の健康サポート薬局は、枚方市保健所ホームページで公表しています!
- ◎ 保健所薬事担当が行うお薬の出前講座で市内の健康サポート薬局をお知らせ  
しています!



枚方市 ひこぼしくん

**【担当窓口】 枚方市保健所 保健医療課(薬事担当)**  
〒573-1197 枚方市禁野本町 2-13-13  
(令和7年7月7日に上記所在地へ移転しました)  
電話 072-807-7623 FAX 072-845-0685

#### 貴薬局の取組を市民にアピールしませんか!?

枚方市保健所では、地域住民の依頼に応じた出前講座「薬の正しい使い方について」にて、保健所職員と一緒に講師を務めてくださる薬局薬剤師を募集中です。その実績は、健康サポート薬局の基準「地域の関連団体等との連携及び協力」や「健康相談・健康サポートの取組」等の実績となります。

地域に愛される健康サポート薬局を目指す第一歩として、また、健康サポート薬局の取組の一つとして、薬局薬剤師としての職能を活かしませんか。講座の中で、各薬局の、医薬品の適正使用に関する取組事例紹介も可能です。是非ご参画ください! お問い合わせ、心からお待ちしております。(枚方市保健所 薬事担当一同)